

訪問看護重要事項説明書

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社Adapt
代表者氏名	代表取締役 達川祐紀

2 お客様に対するサービス提供を実施する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	小夏訪問看護ステーション
介護保険指定 事業者番号	2766390591
事業所所在地	〒592-8343 大阪府堺市西区浜寺元町4-471フレグランス元町 102号室
連絡先 相談担当者名	TEL :070-4750-0527 FAX: 050-3457-8665 管理者 達川 祐紀
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市全域、高石市、和泉市、松原市、大阪市、東大阪市 泉大津市、その他地域

(2) 営業・サービス提供時間

営業日	日月火水木金土、祝日含む
営業時間 サービス提供時間	午前8時45分～午後5時45分
休業日	年中無休

(3) 事業所の職員体制

	資格	人員
管理者 看護師	看護師	1名
看護師 看護職員	看護師、准看護師	2名以上
セラピスト	理学療法士	1名以上
	作業療法士	1名以上
	言語聴覚士	1名以上

3 事業目的

この規程は、株式会社Adaptが設置する小夏訪問看護ステーションの職員及び業務管理に関する重要事項を定め、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防

訪問看護の事業の適正な運営及びお客様に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)の提供することを目的とする。

4 運営方針

- (1)当ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- (2)当ステーションは事業の運営にあたって、必要ときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- (3)当ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

5 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情申立の窓口

(1)当社での窓口

【事業者窓口】 小夏訪問看護ステーション	大阪府堺市西区浜寺元町4-471 フレグランス元町 102号室 電話:070-4750-0527 FAX:050-3457-8665
-------------------------	---

(2)介護保険適用の場合

①公的機関での相談窓口（お住まいの市区町村の相談窓口）

堺市 長寿社会部 介護保険課 堺市堺区南瓦町3番1号(本館7階) 電話:072-228-7513 FAX:072-228-7853	堺市西区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市西区鳳東町 6-600 電話:072-275-1912 FAX:072-275-1919
堺市中区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市中区深井沢町 2470-7 電話:072-270-8197 FAX:072-270-8103	堺市北区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市北区新金岡町5-1-4 電話:072-258-6651 FAX:072-258-6836
堺市堺区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市堺区南瓦町3-1(本館2階) 電話:072-228-7520 FAX:072-228-7870	堺市東区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市東区日置荘原寺町 195-1 電話:072-287-8123 FAX:072-287-8117

堺市南区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市南区桃山台1-1-1 電話:072-290-1812 FAX : 072-290-1818	堺市美原区役所 地域福祉課 介護保険係 堺市美原区黒山 167-1 電話:072-363-9316 FAX: 072-362-0767
松原市役所 高齢介護課 松原市阿保1丁目1番1号 電話:072-334-1550(代表)	大阪市役所 福祉局高齢者施策部 介護保険課 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号(船場センタービル7号館3階) 電話:06-6208-8028
和泉市役所 和泉市福祉部 高齢介護室 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 電話:0725-99-8131(直通)	高石市役所 保健福祉部 介護保険課 大阪府高石市加茂4丁目1番1号 電話:072-275-6329(直通)
泉大津市役所 高齢介護課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 電話:0725-33-1131(代表)	東大阪市役所 西福祉事務所 高齢・障害福祉係 東大阪市高井田元町2-8-27 電話:06(6784)7980

②大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課

大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号(中央大通FNBビル内 11階)

電話:06-6949-5418

【問合せ時間及び休日】

平日(月曜日から金曜日)9時～17時まで。

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～31日、1月2日・3日を除く

(3)(医療)健康保険適用の場合

①近畿厚生局

所在地:大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階

TEL:06-7663-7664(医療にかかわる窓口)

受付時間:9時00分～12時00分、13時00分～18時00分(土・日・祝祭日を除く)

②大阪府国民健康保険団体連合会

所在地:大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNBビル内

TEL:06-6949-5309(医療にかかわる窓口)

受付時間:9時00分～17時00分(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

6 ご料金

- (1) ご利用料は、お客様の所得に応じて、料金表の1割、2割、3割の負担となります。
- (2) 介護保険の場合、介護保険の上限限度額を超えてのご利用分については、全額お客様のご負担になります。別紙料金表をご参照ください
- (3) 加算については、お客様の病状やご希望の契約により料金が加算されます。内容やお客様の負担額については、利用契約書、料金表に記載があり、同意に基づいて提供させていただきます。
- (4) 訪問看護情報提供療養費について
 - ①健康保険では、地域の保健福祉サービス機関と連携を図るために市町村等の、または指定特定相談支援事業者等、または、学校等からの求めに応じて「訪問看護情報提供書」を提出する場合、訪問看護情報療養費が加算されます。また、病院等の保険医療機関への入院、入所に際し「訪問看護情報提供書」を提出する場合も訪問看護情報提供療養費が加算されます
- (5) その他の料金について

① 死後の処置料 (エンゼルケア)	指定訪問看護と連続して行う死後の処置ご希望の場合 (保険外サービス 20000円(外税))を申し受けます。 ※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスとなります
② 長時間サービス料	保険適用ではない場合、訪問看護時間が90分を超えた場合、30分毎に2000円(外税)を頂きます。
③ 自費サービス	お客様のご希望内容により検討させていただき、可能であれば、自費サービスとして提供可能です 内容によっては医師の指示が必要となります。主治医の判断で難しいと判断された場合は、サービス提供できかねますのでご了承ください。 車での送迎などのサービスはできませんので、遠方など外出される際は、別途介護タクシーの手配、料金が必要となります。 料金は、保険請求額100%(+交通料金)を請求させていただきます。料金表をご参照ください

7 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下理学療法士等)の訪問について

(1) 訪問看護サービスにおける理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環として看護師の代わりに理学療法士等が訪問することとなっております。「訪問看護計画書(以下計画書)」及び「訪問看護報告書(以下報告書)」の作成について、お客様の状態について適正な評価を行うため、看護師との連携から作成が必要になることから、当ステーション看護師が定期的に訪問させていただきます。原則として月1回の訪問、少なくとも3か月に1回の頻度で看護師が訪問致します。

(2)上記(1)に伴う看護師の訪問は、料金表に記載している料金に従い、算定しご請求させていただきます。

(3)看護師の訪問は、お客様、担当ケアマネジャー様とも連携、相談し日時を決定させていただきます。

8 キャンセルについて

(1)サービスのキャンセルは、速やかに事務所までご連絡いただきますようお願いいたします。連絡先:(事務所)070-4750-0527

(2)当日キャンセルについては、前日の営業日の18時までにご連絡ください。

キャンセル期限までにご連絡いただけない場合は、自己負担額をキャンセル料として請求させていただきます。ご利用当日、突然の体調不良に関しましては、時間調整や振替などご提案させていただきます。

9 料金の支払い方法

(1)一ヶ月の利用料金をまとめて、原則として口座引落としとさせていただきます。振込料金に係る全ての手数料は利用者様の負担になります。

(2)引落としに関してはサービス提供月の翌月26日(休日、祝日の場合は翌営業日)に引き落としされます。(現金支払いは原則行っておりません)

(3)請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日以降にお渡し、郵送します。

(4)領収書は、入金確認後発行致します。なお再発行はしておりませんので大切に保管をお願いします。

10 緊急時の対応方法について

(1)サービス提供中に、お客様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、お客様が指定する連絡先にも連絡します。

(2)緊急時訪問看護加算または、24時間対応加算について説明を受け同意されたお客様に関しまして、携帯電話にて24時間電話受付を行い、体調に合わせ緊急訪問対応させていただきます。

(3)営業時間外・休業日の待機スタッフは、自宅待機であるため、緊急訪問まで1時間程度お時間がかかる場合があります。ご了承ください。

(4)体調や状況によっては救急車でのご救急対応となる場合があります。

(5)夜間・深夜の定期訪問サービスはございません

○確認事項 もし救急車対応となった場合に、救急隊員へ第一希望の病院を伝えますので、救急対応する病院をご記入ください。(但し、希望通りにはならない場合がございますのでご了承ください)

緊急搬送 希望先	病院名	
	電話番号	

緊急時 連絡先	氏名(続柄)	()
------------	--------	-----

(家族等)	住 所	
	電話番号	優先順位1: 優先順位2:

小夏訪問看護ステーション 緊急連絡先	① 070-4750-0527 (こちらにまず電話してください)
	② 070-3131-5922 (①に電話し繋がらない場合はこちら)

11 禁止行為について

(1) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① お客様又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② お客様又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ お客様の同居家族に対するサービス提供
- ④ お客様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他お客様の行動を制限する行為(お客様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他お客様は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(2) サービス利用上の禁止行為

お客様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要なことを強制的に行わせること
- ② 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ③ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ その他前各号に準ずる言動を行うこと

12 契約解除について

(1) 次の事項が発生した場合、この契約は終了します

- ①お客様が介護保険を利用する予定であったが介護認定を受けられなかった場合
- ②お客様の入院や施設入所などやむを得ない事情がある場合
- ③お客様が死亡された場合
- ④事業者が契約を継続しがたい不当な行為(セクハラ・パワハラ・カスハラなど)を行った場合は通知により予告期間なくこの契約は終了とします。

⑤お客様が正当な理由なくサービスをキャンセル、中止を繰り返した場合
(2)ご利用料金の滞納について

①30日以上滞納があるお客様については、お客様から支払いがあるまで訪問看護サービスの一部又は全部のサービス提供を一時停止することができるものとします。

(3)お客様が次の事由に該当した場合、事業者へ連絡することにより、直ちに契約解除することができる

①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

②事業者が守秘義務に反した場合

③お客様又はそのご家族と事業者との契約の前提となる信頼関係が破綻したと判断し契約を解除する場合は、前持って主治医、居宅介護支援事業所、関連公的機関等と協議し必要な支援を行います。

13 虐待の防止について

事業者は、お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	達川祐紀
-------------	------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会・研修を実施しています。

(5)介護相談員を受け入れます。

(6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(お客様の家族等高齢者を現に養護する者)による

(7)虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(8)虐待防止の指針を整備しております

14 身体拘束について

(1)サービスの提供に当たっては、当該お客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合)を除き、身体拘束を行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を十分にお客様及び家族と話し合い、話し合いの内容及び実施内容を記録に残します。また、お客様本人と家族にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、お客様より身体的拘束を希望された場合であっても、そのまま受け入れるのではなく、身体拘束以外の方法を含め対応を検討します

(2)やむを得ない場合は、関係各所とも連携、ご家族様等に説明を行い、同意書を記載し保管する

15 事故発生時の対応方法について

お客様に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、お客様の家族、お客様に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、お客様に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

16 業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じます

(2)業務継続計画の周知し、法定研修、及び、訓練を実施します

(3)定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

17 第三者評価の実施状況

第三者評価実施の有無 「無」

18 社会情勢及び天災

(1)社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。

(2)社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の 義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わ ないものとする。